

岩手県告示第 1052 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 11 月 14 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 重茂半島線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間   | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長        |
|---|------|---------------|------------|
| 宮古市大字赤前第 16 地割字堀内 50 番 8 地先から第 14 地割字小堀内 55 番 24 地先まで | 新    | m<br>61.5～9.5 | m<br>500.0 |
|   | 旧    | 24.5～4.0      | 500.0      |

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 11 月 14 日から同年 12 月 14 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 有芸田老線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 新旧の別 | 敷地の幅員          | 延 長          |
|----------------------------------|------|----------------|--------------|
| 宮古市田老字和山 37 番地先から字森崎 91 番 1 地先まで | 新    | m<br>48.0～11.0 | m<br>1,071.0 |
|                                  | 旧    | 21.0～6.0       | 1,071.0      |

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 11 月 14 日から同年 12 月 14 日まで